

第三十一次回国会
衆議院
地方行政委員會議錄 第五号

昭和三十四年一月二十九日(木曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君
理事 渡海元三郎君 理事 吉田 重延君
理事 阪上安太郎君 理事 安井 吉典君
相川 勝六君 飯塚 定輔君
加藤 精三君 金子 岩三君
田中 榮一君 津島 文治君
山崎 巖君 加賀田 進君
佐野 憲治君 下平 正一君
矢尾喜三郎君 中井徳次郎君

出席國務大臣

國務大臣 青木 正君

出席府縣委員

警察庁長官 柏村 信雄君
自治政務次官 黒金 泰美君

昭和三十三年十二月二十五日

委員高橋英吉君辭任につき、その補欠として松永東君が議長の指名で委員に選任された。

昭和三十四年一月二十九日

理事川村總義君及び中井徳次郎君同日理事辭任につき、その補欠として安井吉典君及び阪上安太郎君が理事に当選した。

昭和三十四年一月二十六日

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(予)

同月二十八日

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)
国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

昭和三十三年十二月二十五日

公衆浴場業の固定資産税軽減に関する請願(足立篤郎君紹介)(第二五一号)
同(角屋堅次郎君紹介)(第二八〇号)
同(日野吉夫君紹介)(第二八一号)
同(三鍋義三君紹介)(第二八二号)
同(伊藤卯四郎君紹介)(第三四七号)

同外二件(保利茂君紹介)(第四〇九号)
特別区の組織及び運営に関する請願(井岡大治君紹介)(第三四六号)
市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願(櫻内義雄君紹介)(第四四三三号)

地方交付税率引上げ等に関する請願(亀山孝一君紹介)(第四六六号)
中小企業事業税撤廃に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第四六七号)
災害復興費国庫補助範囲拡大等に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四九五号)

昭和三十四年一月二十二日

地方財政の再建のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願(片島浩君紹介)(第五〇七号)

消防制度の改善強化に関する請願(保科善四郎君紹介)(第五〇九号)

公衆浴場業の固定資産税軽減に関する請願外四件(今松治郎君紹介)(第五九八号)
同(三田村武夫君紹介)(第五九九号)
電柱広告等路上広告物の禁止制限に関する請願外五件(藤枝泉介君紹介)(第六〇〇号)

地方交付税率引上げ等に関する請願(松澤雄蔵君紹介)(第六〇一号)
遊興飲食税減免に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第六〇二号)
は本委員会に付託された。

昭和三十三年十二月二十五日
地方公務員の俸年制実施に関する陳情書外一件(静岡県町村会長柴田忍外一名)(第三三三号)
町村財政確立に関する陳情書外一件(静岡県町村会長柴田忍外一名)(第三三三号)

新町村の建設助成強化促進に関する陳情書外一件(静岡県町村議会議長会長太田広吉外一名)(第六六号)
法令外の地元負担金等全廃に関する陳情書外一件(静岡県町村会長柴田忍外一名)(第七七号)

昭和三十四年一月二十七日

地方公務員退職年金制度に関する陳情書(名古屋市中区七間町二の二名古屋交通労働組合執行委員長小林義信)(第一一一号)

地方税減税に伴う減収額国庫負担に関する陳情書(東京都議会議長清水長雄)(第一一一号)

同(宮城県町村議会議長会長菅原富雄)(第五九号)
飲食税の免税点引上げに関する陳情書(東京都中央区築地五の一全国大衆飲食税対策協議会長毛利鋼三外一名)(第一二二号)

警察官職務執行法の一部改正反対に関する陳情書外三件(熊本県菊池郡合志村全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会議長増重文外五百三十八名)(第一四四号)
地方自治確立に関する陳情書(東京都議会議長清水長雄)(第一五五号)

喫茶店の深夜営業禁止に関する陳情書(函館市東雲町九北海道婦人団体連絡協議会長長田中光子)(第一六六号)
奥地山村の振興対策確立に関する陳情書外一件(静岡県町村会長柴田忍外一名)(第四一四号)

地方税財政に関する陳情書(愛媛県議会議長西田唯次)(第五八八号)
警察官職務執行法の一部改正反対に関する陳情書(神戸市東灘区御影町神戸大学理学部神田貞之助外二十三名)(第六〇号)

昭和三十四年一月二十七日

地方公務員退職年金制度に関する陳情書(名古屋市中区七間町二の二名古屋交通労働組合執行委員長小林義信)(第一一一号)

地方税財政制度改正反対に関する陳情書(東京都議会議長清水長雄)(第一一二号)

地方交付税特別補正の是正に関する陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)(第一一四号)
地方税減税に伴う減収額国庫負担に関する陳情書(秋田県議会議長谷藤征得)(第一一五号)

警察官職務執行法の一部改正反対に関する陳情書(東京都港区三田四国町二の六日本労働組合総同盟西肥交通従業員組合古賀専)(第一六六号)
林道事業に対する町村起債確保に関する陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)(第一四〇号)

公共土木事業の事務費増額に関する陳情書(長崎県議会議長水頭欽一)(第一四九号)
地方交付税率引上げ等に関する陳情書(大分県議会議長神野専一)(第一五六号)

地方財政確立に関する陳情書外一件(埼玉県議会議長染谷清四郎外一名)(第一五八号)
暴力取締強化に関する陳情書(下関市議会議長高田整治)(第一五九号)

昭和三十四年一月二十七日

本日の会議に付した案件
理事の互選
参考人出頭要求に関する件

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第五〇号）

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七三三号）

国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第七四号）

○鈴木委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。理事川村總務君及び中井徳次郎君から理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

引き続き、ただいま辞任が決定いたしました理事二名の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

それでは

安井 吉典君 阪上安太郎君を理事に指名いたします。

○鈴木委員長 去る二十六日、本委員会に付託になりました警察法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。國務大臣青木正君。

警察法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条（見出しを含む。）中「科学捜査研究所」を「科学警察研究所」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 科学警察研究所は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 科学捜査についての研究及び実験並びにこれらに応用する鑑定及び検査に關すること。

二 少年の非行防止その他犯罪の防止についての研究及び実験に關すること。

三 交通事故の防止その他交通警察に關する研究及び実験に關すること。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

理 由

少年の非行防止、交通事故の防止等に關する研究及び実験を行い、もつて科学的な警察活動を推進するため、警察庁に附置されている科学捜査研究所を拡充し、その名称を科学警察研究所と改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○青木國務大臣 提案理由の説明を申し上げます。前に一言ごあいさつを申し上げます。私、今回再び自治庁の長官を仰せつかりましたので、またいろいろ皆さんに御指導、御鞭撻をいただきたいと存じますので、この機会にごあいさつ申し上げます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、警察法についてその一部を改正しようとするものであります。すなわち、最近における少年の非行の著しい増加と悪質化の傾向、交通状況の著しい変化等に対応するため、少年の非行防止、交通事故の防止等に關する研究及び実験を行い、これにより科学的な警察活動を推進するため、警察庁に付置されている科学捜査研究所を拡充し、その名称を科学警察研究所といたしたいと存じます。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

犯罪特に少年の非行は、近年、量、質ともに悪化の傾向にあり、これに對しては、單に刑罰をもつて臨むだけでなく、これを未然に防止し、またはその常習化を防ぐための根本的な対策を講ずる必要性が広く認められ、また強く唱えられてきております。犯罪の予防を責務とする警察といたしましては、犯罪特に少年非行の応急的鎮圧作用のみでなく、少年の非行的傾向その他犯罪の傾向を助長する要因等について科学的に研究し、それを基礎として、合理的な少年非行の防止その他犯罪の防止のための技術及び対策を発見することに努めなければならないと存じます。

また、最近の交通に關しましては、自動車数の著しい増加によつて交通量が飛躍的に増加しておりますので、それに伴つて交通事故の発生も年々増加の一途をたどつております。それらの事故を未然に防止し、交通を円滑にするため、交通警察は、非常に複雑かつ困難なものとなつてきております。この交通警察を適正に運営していくためには、道路交通の規制に關する研究及び実験、交通安全をはかるための施設、材料等に關する研究及び実験のみならず、運転者等の心理的、肉体的要件等の検討等科学的な研究及び実験を行い、それを基礎として交通警察に關する恒久的かつ根本的な対策を講ずる必要があるものであります。

このため、警察法第二十八条を改正して、警察庁の付屬機關である科学捜査研究所に、従来の科学捜査に關する研究、実験等のほか、新たに少年非行の防止その他犯罪の防止に關する研究及び実験並びに交通事故の防止その他交通警察に關する研究及び実験をつかさどらせることとし、科学捜査研究所という名称を科学警察研究所に改めることといたしました。

以上が改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。（拍手）

○鈴木委員長 次に、昨二十八日付託になりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。自治政務次官黒金泰美君。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

〔協定を「基金」に改める。〕

第五条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定は、港湾工事を行うことが技術的に極めて困難であり、かつ、国が自ら当該港湾工事を行うことが適当であると認められる港湾で政令で指定するものについて準用する。

5 港湾法第五十三条の規定は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により行つた港湾工事によつて生じた土地又は工作物について、同法第五十四条の規定は同項（前項において準用する場合を含む。）の規定により行つた港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）について準用する。

第十條の二見出し中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改め、同条第一項を次のように改める。

奄美群島復興信用基金（以下「基金」という。）は、第二條第一項に掲げる事業に伴ひ必要な金融の円滑化を図ることを目的とする。

第十條の二第五項中「相当する額」を「相当する額及び二千五百万円」に、「二千五百万円」を「一億円」に改め、同条第七項中「第三項」を「第六項」に改め、同条第八項中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改め、同条第九項を削り、同条第十項に次の一号を加え、

四 奄美群島において第二條第一項に掲げる事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けること

同項を同条第九項とする。

同項を同条第九項とする。

同項を同条第九項とする。

を困難とするものに対する小口の事業資金の貸付

第十条の二第二項中「二人」を「三人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項から同条第十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十条の三第一項を次のように改める。

奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三條六に基き、アメリカ合衆国政府から移転を受けた債権で、奄美群島復興信用保証協会が国から承継し、奄美群島復興信用保証協会に對して出資した二千五百万円は、前条第九項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれに附随する業務（以下「保証業務」という。）に要する資金として、国から基金に對して出資されたものとする。

第十条の三第二項を削り、同条第三項及び第四項中「第一項の規定により」を「第一項に規定する国から」に改め、同条第五項中「第一項の規定により」を「第一項に規定する国から」に改め、「金融機関」の下に「前条第九項第四号に掲げる事業資金の貸付に關する調査事務の一部を地方公共団体に、同条同項同号に掲げる事業資金の貸付及び回収に關する業務の一部を政令で定める金融機関に、それぞれ」を加え、同条第八項中「第六項を」第八項に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項から同条第七項までを一項ずつ繰り下

げ、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 国は、前条第九項第四号に掲げる業務及びこれに附随する業務（以下「融資業務」という。）に要する資金として、一億円を出資するものとする。

3 地方公共団体は、前条第六項の規定により基金がその資本金を増加するときは、基金に出資することができ、

4 基金は、保証業務又は融資業務のいずれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、内閣総理大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、当該余裕金を他の業務に要する資金に充てることができ、

10 基金は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、政令で定めるところにより、これを積立金として積み立てなければならぬ。

5 基金は、毎事業年度の損益計算上損失金を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、これを繰越欠損金として整理しなければならない。

6 基金は、第四項の規定による剰余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫及び基金に出資した地

方公共団体に納付しなければならない。

7 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

8 第四項の利益金及び第五項の損失金の計算の方法その他基金の経理並びに第六項の規定による納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

第十條の五中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に、「第五項を」第九項に、「第十項を」第九項に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正前の第十條の二第一項の規定により設置された奄美群島復興信用保証協会は、この法律の施行の日において、この法律による改正後の同条同項に規定する奄美群島復興信用基金となるものとし、この法律の施行の際現に奄美群島復興信用保証協会の理事長、理事又は監事である者は、それぞれその際この法律による改正後の第十條の二第十項の規定により、奄美群島復興信用基金の理事長、理事又は監事として任命されたものとする。

3 前項に規定する奄美群島復興信用基金の理事長、理事又は監事の任期は、この法律による改正後の第十條の二第十四項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が奄美群島復興信用保証協会の理事

長、理事又は監事として在任した期間（この法律の施行の日の前日を含む任期に係るものに限り）を控除した期間とする。

4 この法律による改正後の第十條の二第十項の規定によりあらたに任命される奄美群島復興信用基金の理事の任期は、この法律による改正後の第十條の二第十四項の規定にかかわらず、前項に規定する奄美群島復興信用基金の理事の任期の満了の日において満了するものとする。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

6 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

7 印紙税法（明治三十二年法律第五十四號）の一部を次のように改正する。

第五條第九号ノ六中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

8 所得税法（昭和二十二年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「奄美群島復興信用保証協会」を「奄美群島復興信用基金」に改める。

9 法人税法（昭和二十二年法律第二十八號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第四号中「奄美群島復興信用保証協会」を削る。

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号中「奄美群島復興信用保証協会」を削る。

第七十二條の四第一項第二号中「中小企業信用保証公庫」の下に「奄美群島復興信用基金」を加える。

第七十二條の五第一項第四号及び第二百九十六條第一号中「奄美群島復興信用保証協会」を削る。

理 由

奄美群島の特殊事情にかんがみ、特定の港湾については、国が自ら港湾工事を行うことができることとし、また、奄美群島内における金融の円滑化を図るため、奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組し、信用保証業務のほか、小口の事業資金の貸付を行うことができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○黒金政府委員 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

奄美群島の復興は、奄美群島復興計画に基き事業の推進によつて逐次進められていのでありますが、群島の経済がはなはだ脆弱でありますために、産業資金の融通はきわめて円滑を欠いて、これが復興の大きな隘路となつておりまして、かねてこれに対する対策の樹立が痛感されておつたのでござい

ます。これがため、さきに奄美群島復興信用保証協会を設置いたしました。信用保証を行うことにより資金融通の促進をはかつてきたのでありますが、これだけでは既存の金融機関による小口の産業資金の融通にまかせず、これについて資金融通の特別措置を講ずることが必要とされてきたのであります。よつて、同信用保証協会を改組いたしまして、事業資金の融通もできるよつに、奄美群島内における金融の円滑化に資することとしたと存するものであります。なお、奄美群島の特殊事情にかんがみ、技術的に困難な港湾工事については、国が直轄で工事を行い得る道を開くことにいたしたいと存するのであります。

以下、法案の内容につきましてその概要を申し上げます。

第一は、奄美群島信用保証協会を改組して奄美群島復興信用基金を作り、従来の保証業務のほか、復興事業関係の事業を行う中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付業務を行うものとし、このため理事一名を増員して三名以内としようとするものであります。

第二は、奄美群島復興信用基金に対し、融資業務に要する資金として新たに国は一億円を出資することとし、従来奄美群島復興信用保証協会に対し国から出資されていた出資金は、保証業務に要する資金として出資されたものとして、それぞれの業務に対する出資区分を明らかにすることとし、なお、地方公共団体もこれに出資することができるようとする趣旨でございます。

第三は、奄美群島復興信用基金は、その運営に当り、保証業務と融資業務

のそれぞれの業務ごとに経理を区分して資金の運用を行うものとす、いずれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、他の業務に要する資金に充てることができるとして、両業務間に資金の融通をはかることができるよつにいたすのであります。

第四は、奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改組いたすのに伴い、必要な経過措置を規定し、なお、他の法律について必要な整理を行おうとするものであります。

第五は、奄美群島の特殊事情にかんがみ、港湾工事を行うことが技術的にきわめて困難であり、かつ、国がみずから工事を行うことが適当であると認められる港湾については、国が直轄で港湾工事を行うことができることとしようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由並びにその内容の概要について御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 次に、昨日付託になりました国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。自治政務次官黒金泰美君。

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十三年法律)

律第四百号)の一部を次のように改正する。

第一項中「演習場」の下に「並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の国有提供施設等所在市町村助成交付金から適用する。

理由

国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付するものとされる固定資産として自衛隊が使用する政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○黒金政府委員 ただいま議題となりました国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国有提供施設等所在市町村助成交付金、すなわちいわゆる基地交付金を交付するものとされております固定資産として、新たに自衛隊が使用する政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を加えようとするものであります。

現在、国有が所有する固定資産で、アメリカ合衆国の軍隊が使用するもの、並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、基地交付金が交付されることとされておりますが、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産につい

ても、これらとの均衡上基地交付金の対象資産とすべきものとする次第であります。すなわち、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上大きな面積を占めており、地元市町村においては消防施設の拡充、道路、橋梁の整備等、財政支出の増高を余儀なくされている実情にあります。昨年十一月の地方制度調査会においても、このような経緯にかんがみ、これらの施設をも対象資産に加えることとするよう答申がなされておりますので、その趣旨をも尊重して今回の改正案を提案した次第であります。

次に、今般の改正によつて基地交付金の対象に加えるとする弾薬庫及び燃料庫の範囲は政令で定めることとしたしておりますが、その具体的な範囲といたしましては、補給処の弾薬支処、燃料支処及び海上自衛隊地方総監部が管理する独立した区画を有する施設の用に供する土地を予定いたしております。

以上が国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 この際お諮りいたします。理事会の申し合せによりまして、風俗営業取締法の一部を改正する法律案につき、明三十日に参考人より意見を聴取することとし、参考人の人選等につきましては委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次会は明三十日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時五十八分散会